

発 議 書

次の条例案を提出する。

呉市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例  
の制定について

令和3年12月6日

提 出 者

議会運営委員長

片 岡 慶 行

呉市議会議長 北 川 一 清 様

呉市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

呉市議会議員政治倫理条例（平成18年呉市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(政治倫理基準の遵守等)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第4条 議員について政治倫理基準又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定による議員の兼業の禁止（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては地方自治法第18条の規定により議員の選挙権を有する者の総数の<u>50分の1</u>以上の者の連署を、議員にあっては議員の定数の<u>3分の2</u>以上の者の連署をもって、当該違反を疑うに足りる事実を証する資料を添えて、呉市議会議長（以下「議長」という。）に対し、当該違反行為の存否についての審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(政治倫理基準の遵守等)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p><u>(6) 他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと</u></p> <p>(審査の請求)</p> <p>第4条 議員について政治倫理基準又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定による議員の兼業の禁止（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては地方自治法第18条の規定により議員の選挙権を有する者の総数の<u>100分の1</u>以上の者の連署を、議員にあっては議員の定数の<u>8分の1</u>以上かつ<u>2以上の会派に所属する議員の連署</u>をもって、当該違反を疑うに足りる事実を証する資料（以下「資料」という。）を添えて、呉市議会議長（以下「議長」という。）に対し、当該違反行為の存否についての審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。</p> <p><u>2 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の内容及び資料を審査し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて審査請求をした者（以下「請求者」という。）</u></p>

<p>(政治倫理基準等違反の審査)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 審査会の会議は、原則として<u>非公開</u>とする。ただし、審査会が特に許可した場合は<u>公開</u>とすることができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>(審査結果の措置)</p> <p>第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる<u>議員</u>に対して、<u>議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため次に掲げる措置を講じることができる。</u></p> <p>(1) (2) 略</p>	<p><u>に対し、その補正をするよう求めることができる。</u></p> <p>3 <u>議長は、審査請求が第1項に規定する要件を満たしていないとき又は請求者が前項の規定による補正の求めに応じないときは、当該審査請求を却下することができる。</u></p> <p>(政治倫理基準等違反の審査)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 審査会の会議は、原則として<u>公開</u>とする。ただし、審査会が特に許可した場合は<u>非公開</u>とすることができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>(審査結果の措置)</p> <p>第8条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、<u>議員が政治倫理基準等に違反したと認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため次に掲げる措置を講じることができる。</u></p> <p>(1) (2) 略</p>
---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議員の政治倫理が問われるような事案が発生し、関係規定の見直しを行ったため、この条例案を提出する。